

「北海道再犯防止推進会議専門部会」開催要領

1 目的

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、法で定める計画の策定に向けて、北海道の地域性等に応じた再犯防止推進方策のあり方について、関係機関及び有識者等と意見交換を行うため、「北海道再犯防止推進会議専門部会」(以下、「専門部会」)を開催する。

2 議題

専門部会の議題は次のとおりとする。

- (1) 北海道における再犯防止推進計画の策定に関する事項
- (2) その他、再犯防止推進計画の策定について必要と認める事項

3 構成

専門部会は、別表に掲げる者で構成する。

4 運営

- (1) 専門部会に座長を置き、環境生活部くらし安全局道民生活課長をもって充てる。
- (2) 専門部会は、座長が招集する。
- (3) 専門部会は必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。

5 その他

- (1) 専門部会の事務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において処理する。
- (2) これに定めるもののほか専門部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和2年(2020年) 7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年(2023年) 8月18日から施行する。

○北海道再犯防止推進会議専門部会 構成員

＜北海道再犯防止推進会議又は地域会議を構成する次の機関等より推薦＞

- 1 北海道地方更生保護委員会
- 2 札幌矯正管区
- 3 札幌高等検察庁
- 4 北海道弁護士会連合会
- 5 北海道地域生活定着支援センター
- 6 札幌協力雇用主会連合会
- 7 北海道労働局
- 8 特定非営利活動法人 北海道ダルク
- 9 北海道地方保護司連盟

＜その他知見を有する団体等から選定＞

- 10 市町村
- 11 学識経験者